

堺市民会館整備計画 検討懇話会（第5回）



平成24年6月25日(月)

堺市 文化課

I 建設予定地

建設予定地

○ 評価視点

- ・ **迅速で円滑な事業の推進**
市有地の活用
- ・ **市の施策・計画との整合性**
堺市文化芸術推進プラン(改訂中)
(仮称)堺 都心のまちづくりプラン(策定中)
- ・ **敷地の規模や形状**
施設機能の維持・向上が可能な敷地面積
柔軟な施設設計が可能な敷地形状
- ・ **まちの賑わい創出**
- ・ **交通アクセス**

○ アンケート・ワークショップでの意見等

- ・ 公共交通や車で行きやすい場所
- ・ 市の中心部
- ・ 緑の多い環境

○ 建設場所

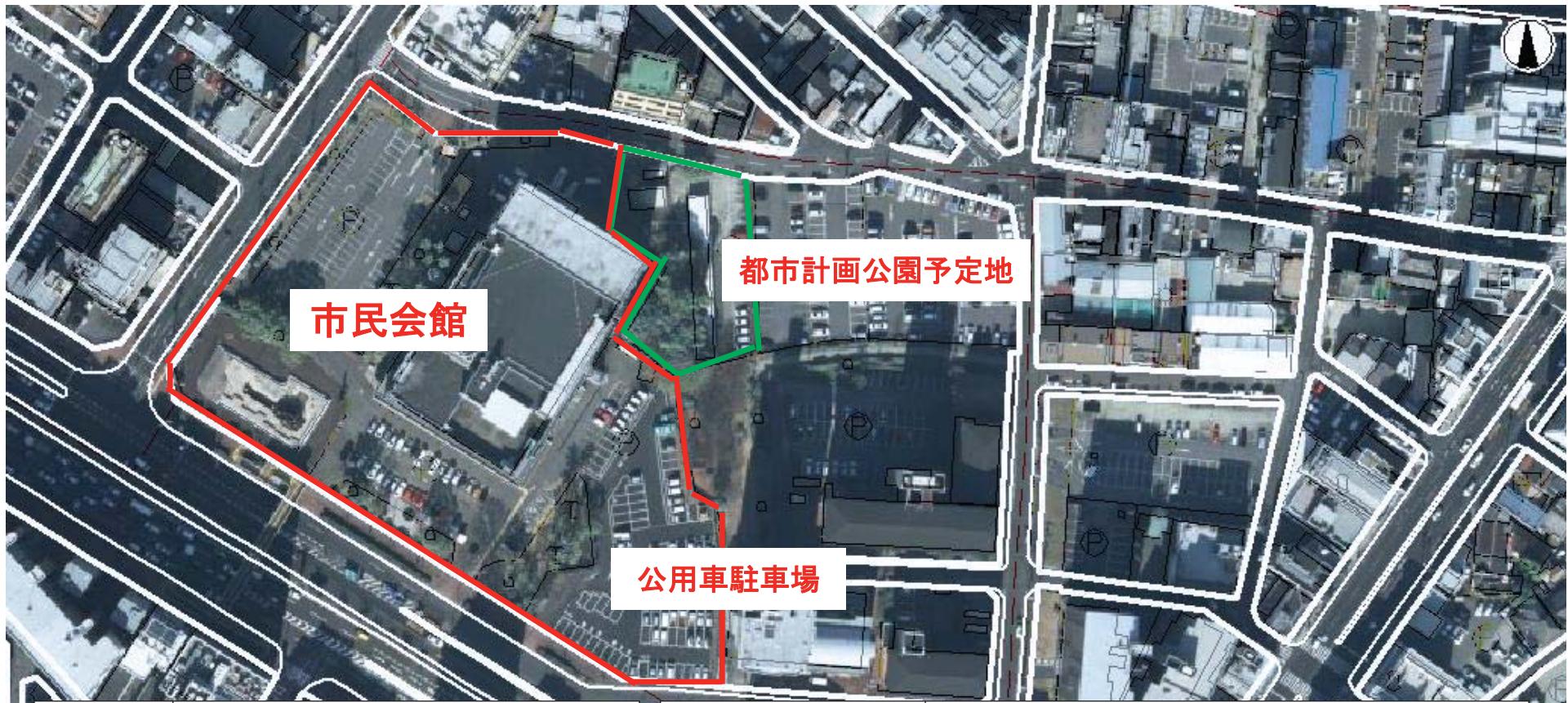
現在の市民会館敷地とする。

**総敷地面積 約15,900m²を想定
(都市計画公園を含む)**

隣接する都市計画公園の予定地や公用車駐車場を含めた一体的な整備をおこなう。



建設予定地の敷地条件



所在地	堺市堺区翁橋町2丁 南海高野線堺東駅から徒歩約10分 南海バス一条通バス停留所すぐ	法規制 (都市計画公園を除く)	①商業地域、防火地域 ②建ぺい率 80% 容積率／国道310号沿道25m:600%、 同沿道後背地:400% ③高度地区 指定なし ④埋蔵文化財包蔵地内:翁橋遺跡
敷地面積	約13,900m ² 隣接する都市計画公園予定地 約2,000m ² をあわせて整備	道路	西側公道（翁橋3号線） 幅員約15m 南側公道（国道310号） 幅員約50m 北側公道（新町6号線） 幅員約7～15m

駐車場
(劇場の場合:建築物の延床面積200m²につき1台)

Ⅱ 基本理念及び 基本方針

新しい堺市民会館の役割

○中枢文化施設の必要性

- 新たな市民文化・都市文化の創造に結びつき対外的に発信するためには、「裾野の広がり」と「層の厚み」が必要
- 市民文化の「広がり」と「厚み」をつくるためには、二種類の施設が必要

○中枢文化施設の役割

- ・都市のシンボルとして新しい文化芸術を創造・発信
- ・国内外から優れた文化芸術を受信
- ・多様化・高度化した市民の芸術・文化ニーズに対応

文化力の向上
都市イメージ・都市格の向上
まちの賑わい創出



中枢的な役割を持つ施設の整備が必要

現在の市民会館について

- ・昭和40年6月に開館
 - ・当時は周辺に大規模ホールはなく、南大阪広域の拠点的ホールとしても利用
- <現状>
- ・周辺都市のホール整備が進み、広域での拠点性が低下
 - ・施設・設備の老朽化やバリアフリー化などの課題を抱える
 - ・多様化・高度化する利用者ニーズに対して十分対応できない

○地域文化施設の役割

- ・市民の身近な文化芸術の体験・創造の場（文化芸術活動拠点）
- ・文化を基盤とした個性と魅力ある地域づくりの拠点
- ・市民の文化芸術活動や交流を促進

市民文化・地域文化の創造地域の活性化



中枢文化施設として整備

広く関西圏を視野に入れ、
南大阪における文化芸術の
新たな創造・交流・発信の拠点
として整備

新しい堺市民会館のミッション

新しい堺の文化や都市イメージの創造・発信

- ・優れた文化芸術を堺市から国内外に発信することにより、文化による新たな都市イメージを創造・確立
- ・堺独自の市民文化・都市文化を成熟させ、都市のシンボルとして対外的に発信

文化芸術の普及・人材の育成

- ・文化芸術を身近に感じる環境づくりへの取組み
- ・文化芸術の未来を担う次世代の人材を育成

地域の活性化とまちづくりに寄与

- ・集客力を活かした地域の活性化
- ・周辺環境との調和により、良好な都市景観を形成

市民の文化・交流・創造活動を支援

- ・多様な市民の文化芸術活動を支援するため、創造・発表の場を充実
- ・多様な地域・分野における文化交流を促進し、新しい市民文化の創造活動を活性化

○具体的な方針

ミッションを実現するため3つの事業を展開

①ふれる（鑑賞）

②つくる（創造）

③まじわる（交流）

基本理念及び基本方針について

新しい施設に求められるもの

- 市民会館が担ってきた機能や役割の継承と中枢文化施設としての機能の充実・発展
- 文化を享受し創造する主体である市民との協働
- 文化芸術活動の活性化
- 市民への文化芸術の普及と文化芸術の未来を担う次世代人材の育成
- 地域の活性化とまちづくりに寄与
- 南大阪における文化芸術の新たな創造・交流・発信の拠点として整備

基本理念

文化芸術による感動・喜びを通じて都市魅力を創造し、国内外へ発信

基本方針

基本方針1

機能や役割の継承・発展

基本方針2

まちづくりの視点

基本方針3

市民との協働の促進

基本理念及び基本方針について

基本方針1 機能や役割の継承・発展

- ◎これまで市民会館が担ってきた「多様な文化芸術を鑑賞する場」「文化芸術活動の場」「文化芸術等を通じた交流の場」等の機能や役割を継承
- ◎国の内外の優れた文化芸術に触れる機会を提供するため機能を充実・発展
- ◎より高度で多様な文化芸術を創造・発表する環境を整備

基本方針2 まちづくりの視点

- ◎単に文化機能の整備にとどまらず、ひとつのまちづくりとしてとらえ、都市イメージや都市格の向上、賑わいを創出
- ◎魅力的な文化芸術を内外に発信することにより、新たな都市イメージを創造・確立
- ◎市民主体の文化芸術活動等を通じて多様な交流やまちの賑わいを生み出し、その流れを市域全体の活力につなげる。
- ◎高いデザイン性、豊かな緑との調和など良好な都市景観の形成に努め、魅力と風格ある都市づくりに寄与

基本方針3 市民との協働の促進

- ◎文化芸術に対する関心・意欲を高めることで市民の参加を促進
- ◎幅広い分野にわたる多様な参加形態による市民との協働・連携
- ◎多くの市民に永く親しまれ、愛され続けるような取り組みを推進

III 事業計画

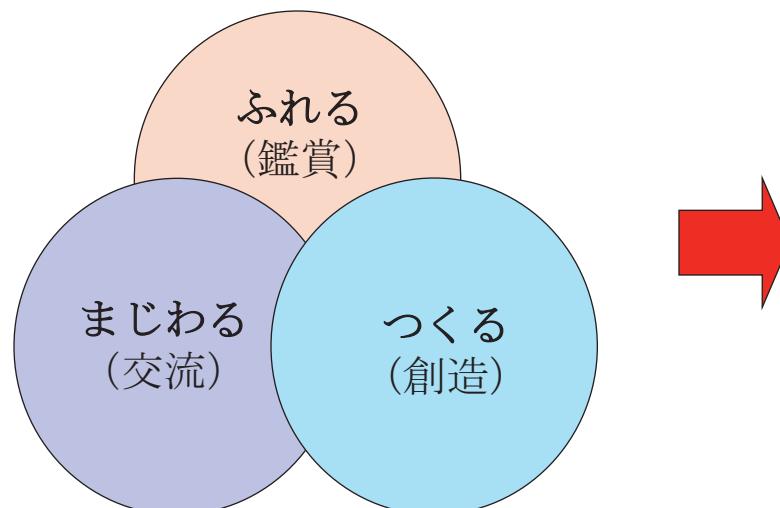
3つの事業方針に基づき事業を展開することにより、本市の都市イメージの向上やまちの賑わいの創出に寄与します。

事業方針1 優れた舞台芸術を鑑賞する機会の提供

事業方針2 多様な文化芸術を創造し、国内外へ発信

事業方針3 多様な文化芸術と市民との交流を促進

文化芸術による感動・喜びを通じて
都市魅力を創造し、国内外へ発信



文化力の向上

都市イメージや
都市格の向上

まちの賑わいの創出

鑑賞事業

市民が優れた舞台芸術などを「鑑賞」する機会の提供

- 優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供

⇒文化による新たな都市イメージの創造・確立

- 国内外の多彩な文化芸術を鑑賞する機会を拡充

⇒市民文化の活性化、まちの賑わいの創出



世界で活躍する指揮者やソリストが
参加するオーケストラの公演

グランドオペラやミュージカル等の
音楽劇をはじめとする国内外の
優れた舞台芸術の公演

国内外の多彩な文化芸術の公演
(ポップス、演歌、演劇、演芸、古典
芸能等)

堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽
活動に取り組む団体による公演
※創造・発表事業、普及・育成事業に再掲

創造・発表事業

多様な文化芸術を「創造・発表」する環境の整備

○堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽活動に取り組む団体との連携

⇒堺市独自の文化の創造と発信



○市民が日頃の活動成果を発表することができる檜舞台として整備

⇒さらなる創造・発表への意欲の増進

○多様な文化芸術や参加者の相互の交流を促進

⇒新たな市民文化の創造に寄与

堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽活動に取り組む団体の創造活動への支援・連携

市民利用による発表会・講演会等の場の提供

市内の文化団体による交流イベントの開催

市民参加によるイベント・コンクールの開催

市民による企画展示の場を提供
(市民の文化活動の紹介パネル展など)

全国規模のコンクール、フェスティバルの企画・誘致

音楽やダンス、演劇など、著名な芸術家や講師を招いてのレッスンの開催・発表会の実施

普及・育成事業

市民が多様な文化芸術と「交流」する機会の提供

- 文化芸術活動の新たな担い手となる子どもやこれまで文化芸術に接する機会がなかった市民に気軽に文化芸術に親しむことができる機会を提供
⇒より多くの市民に文化芸術に対して興味や関心を持ってもらうことにより、文化芸術活動の裾野を拡大
- 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会の充実
⇒豊かな感性や創造性を育む



事業内容

ファミリーコンサート、ワンコインコンサート、ランチタイムコンサート等、気軽に楽しめ文化に触れる裾野を広げるプログラムの実施

堺を拠点に優れた舞台芸術・音楽活動に取り組む団体等との連携による小学校や病院、福祉施設などへのアウトリーチ事業の実施

公開リハーサルやバックヤードツアー、楽器に触れる機会の提供など、文化芸術を身近に体験できる参加体験型プログラムの実施

アートマネジメント人材等の育成プログラムの実施

子ども達が優れた文化芸術に触れる機会を拡げる事業の実施

文化芸術に関する様々な知識を得ることができる市民向けの講座やワークショップ

演出家・専門家等の解説・レクチャーなどをセットにした公演

ホームページや情報誌などを活用した地域文化団体の活動内容や実績を広くPR

(1) 本施設における自主事業（鑑賞事業）の考え方

- 鑑賞事業においては、館主催・共催事業のほか、一般的には貸館に分類される興行（商業公演）の誘致も自主事業の定義に含めるものとする。
- この定義の自主事業の利用割合を、大ホールについては、兵庫県立芸術文化センター大ホールの推定自主事業利用割合50%及び中ホールの自主事業利用割合68.1%を参考に60%と設定する。
- 小ホールについては、市民文化団体等の利用を中心とした貸館を想定しており、自主事業については、室内楽コンサートをはじめとする多彩な分野の公演や新進アーティストを活用した公演、演出家や専門家等の解説を交えた普及型事業などを実施する。

(2) 利用可能日数

- 年365日のうち、施設の利用可能日数を300日と設定する。
- 残りの65日は、休館日に加え、設備等の保守点検日を見込む。

(3) 自主事業利用日数の試算（大ホール）

- 施設利用可能日数をもとに試算した自主事業利用日数は180日となる。
- 1公演当たりの施設利用日数を約2日と設定した場合、90公演の計算となる。

大ホールにおける自主事業公演の検討

自主事業公演の内訳

- 国内外のクラシックコンサートやオペラなど優れた舞台芸術公演やファミリーコンサートなど舞台芸術の普及に繋がる事業を想定
- 軽音楽、ポピュラーなどの公演も合わせて行うものと想定
- 公演の形態は、館主催（買取）や招聘、提携、共催等で実施し、あわせて積極的な誘致活動を行うものとする。

	公演イメージ	計	館主催 (招聘、提携、共催等を含む)	現状 〔文振財団、市民会館事業込み〕	誘致	現状
公演数	海外オーケストラ・オペラ等	3 本	1 本	0 本	2 本	0 本
	国内オペラ・バレエ、ポップス等	15 本	5 本	1 本	10 本	0 本
	国内オーケストラ、ポップス、軽音楽等	42 本	10 本	20 本	32 本	0 本
	室内楽コンサート、ヴァイオリン、ピアノコンサート等	18 本	12 本	6 本	6 本	0 本
	普及型コンサート (学生向け公演等)	12 本	12 本	0 本	0 本	0 本
	計	90 本	40 本	27 本	50 本	0 本
1公演当たり利用日数	-	2 日		2 日		
自主事業利用日数	180 日	80 日		100 日		
利用日数/利用可能日数	60 %	27 %		33 %		

事業計画における留意点

連携強化

堺市を拠点に優れた文化芸術活動を展開している市内文化芸術団体との連携強化

PDCAサイクル

市民や市内文化芸術団体等のニーズを十分に把握し、事業実施の実績や成果を以降の事業内容の改善に活かせるような仕組みづくり

バランス

収益性の高い興行等と、芸術性や地域性の高いプログラム、市民の文化力向上に向けた体験交流プログラム等のバランスに配慮し、持続的な事業展開

相乗効果

相互の事業が連携しながら最大効果が得られるような事業展開

複眼的アプローチ

重要度や優先度を明確にするなど、短期的・中長期な取組みの仕分けによる戦略的な事業展開